

第 26 号 議 案

長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令 和 7 年 2 月 21 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する
条例

長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年長崎県条例第63号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
附 則 1 ～ 3 略 （幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例） 4 副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第 6 条第 3 項 の規定の適用については、施行日から起算して <u>12年</u> を経過する日までの間 は、同項の表備考第 1 号中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることがで きる。 5 ～ 14 略	附 則 1 ～ 3 略 （幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例） 4 副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第 6 条第 3 項 の規定の適用については、施行日から起算して <u>10年</u> を経過する日までの間 は、同項の表備考第 1 号中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることがで きる。 5 ～ 14 略

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）の一部を改正する命令等の施行に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。